

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6 月27日
【会社名】	株式会社テクノ・セブン
【英訳名】	TECHNOL SEVEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齊 藤 征 志
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号
【電話番号】	(03)3419局 4411番
【事務連絡者氏名】	取締役 亀 井 康 之
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区池尻三丁目 1 番 3 号
【電話番号】	(03)3419局 4411番
【事務連絡者氏名】	取締役 亀 井 康 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月26日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額40,704,525円

ロ 効力発生日

平成29年6月27日

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、普通株式10株を1株に株式併合を行うものであります。また、発行可能株式総数を3,700万株から370万株に変更いたします。

第3号議案 定款一部変更の件

事業環境整備と業務効率化を目的として、平成29年3月13日に本社機能を東京都中央区より東京都世田谷区に移転していますが、それに伴い定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。なお、効力発生日は平成29年7月1日であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、高山允伯、齊藤征志、香西卓、亀井康之及び高山正大の各氏を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、成田耕一、村田秀和、白取聡哉の各氏を選任するものであります。

第6号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役東由久氏に対し、退職慰労金を贈呈するものであります。

第7号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査等委員飯田高弘、阿部利彦の各氏に対し、退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	9,992	59	0	(注) 1	99.41
第2号議案 株式併合の件	9,996	55	0	(注) 2	99.45
第3号議案 定款一部変更の件	10,010	41	0	(注) 2	99.59
第4号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く)5名選任の件					
高山 允 伯	10,009	42	0	(注) 1	99.58
齊藤 征 志	10,007	44	0		99.56
香西 卓	10,005	46	0		99.54
亀井 康 之	10,006	45	0		99.55
高山 正 大	10,006	45	0		99.55
第5号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
成田 耕 一	10,008	43	0	(注) 1	99.57
村田 秀 和	10,010	41	0		99.59
白取 聡 哉	10,008	43	0		99.57
第6号議案 退任取締役(監査等 委員である取締役を 除く)に対し退職慰 労金贈呈の件	9,981	70	0	(注) 1	99.30
第7号議案 退任監査等委員であ る取締役に対し退職 慰労金贈呈の件	9,962	89	0	(注) 1	99.11

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(注) 2. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。